

買受人登録の手引き

千歳市公設地方卸売市場
株式会社 千歳市場公社

千歳市公設地方卸売市場の買受人登録について

【買受人の承認を受けるためには…】

千歳市公設地方卸売市場の買受人に登録するためには、千歳市公設地方卸売市場条例施行規則第14条の規定により、「買受人承認申請書」及び「買受人誓約書」を提出し、千歳市長の承認を受ける必要があります。

なお、千歳市公設地方卸売市場条例施行規則第14条第2項の各号の規定その他により次の要件に該当する方は、千歳市長の承認を受けることができません。

- (1) 申請者が破産者であって、復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が買受人の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員で上記(1)及び(2)に該当するものであるとき。
- (4) 申請者が、その申請に係る取扱品目の部類の卸売業者（常勤役員及び使用人を含む）であるとき。
- (5) 申請者が過去3年間において食品衛生法及び他の法律に基づく処分を受けているとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員並びに準構成員であるとき。
- (7) 申請者又は申請者の役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者であるとき。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体または公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者であるとき。

また、卸売市場における取引の性質上、買受人の承認を受けようとする方（申請者）が、現に小売業、納品・加工業、飲食業等事業の経験及び実績等があることが条件となりますのでご留意願います。

【買受人登録申請書を提出した後は…】

1. 申請書の受理後、市場において内部審査を行います。同時に(株)千歳市場公社においても、契約書及び添付書類に基づく審査を行います。
2. 上記1の審査終了後、卸売業者、仲卸業者、買受人組合に対して、新規登録について通知を行うとともに、審査内容に問題がない旨の報告等を行います。

その後、市場及び市場公社の内部的な決裁（決定）を経ます。ここまでの事務処理に、通常1週間～2週間程度かかります。

3. 市場及び市場公社の決裁が終了すると、正式に千歳市公設地方卸売市場の買受人として登録され、買受人登録章（番号証）等が交付されます。

【取引の開始について】

1. 千歳市場における取引については、青果部門は新規買受人と(株)千歳市場公社の間に締結された「売買代金の支払等に関する契約書」、水産物部門については卸売業者である恵千フーズ(株)との間に締結された「水産物取引契約書」に基づき行われます。
2. 正式な取引の開始は、(株)千歳市場公社に所定の契約時保証金を納付し、公社において納付が確認された日となります。
3. 市場における取引は、「せり売り」(青果部門のみ)及び「相対売り」により行われますが、どちらの取引を選択するかは、自由です。ただし、「せり売り」による取引を希望される方は、せり取引のルールをご説明した後、せりに参加していただきますので、別途ご相談願います。
また、相対売りを希望される方は、卸売業者、仲卸業者(青果部門のみ)の担当者をご紹介しますので、その後の取引につきましては、双方で協議等いただくようお願いいたします。

【買上代金の支払について】

千歳市公設地方卸売市場での取引における買上代金の納付は、代金精算会社である(株)千歳市場公社を通じて行われます。

そのため、申請者は、市場指定書類のほか(株)千歳市場公社が定める書類の提出や連帯保証人(青果部門は2名、水産物部門は1名選定)及び取引額に応じた契約時保証金を準備していただく必要があります。

詳細は、3ページの「買受人登録に必要な書類等」、4ページの「連帯保証人の選定及び保証金の納付について」、5ページの「買上代金の支払について」及び「完納奨励金について」(青果部門のみ)をご参照ください。

買受人登録に必要な書類等

(1) 個人で申請する場合に必要な提出書類

履歴書	写真付きの履歴書で、申請者個人の最終学歴、職歴などの記載があるもの（市販の様式）
住民票抄本	市町村窓口で交付を受けたもの
身分証明書	市町村窓口で交付を受けたもの（運転免許証のコピーは不可）
市町村税完納証明書	市町村窓口で交付を受けたもの
仲卸人（買受人）承認申請書	別紙市指定様式を2部提出
仲卸人（買受人）誓約書	別紙市指定様式を1部提出
売買代金の支払等に関する契約書	青果部門は株式会社千歳市場公社との契約書で、保証人2名と保証金が必要 水産物部門は恵千フーズ(株)と別途契約していただきます(保証人1名が必要) (4ページの「連帯保証人の選定及び契約時保証金の納付について」を参照願います)

(2) 法人で申請する場合に必要な提出書類

定款または規約	法人としての定款または規約
登記簿謄本	法人としての登記簿の写し
代表者身分証明書	市町村窓口で交付を受けたもの（運転免許証のコピーは不可）
代表者市町村税完納証明書	市町村窓口で交付を受けたもの
仲卸人（買受人）承認申請書	別紙市指定様式を2部提出
仲卸人（買受人）誓約書	別紙市指定様式を1部提出
売買代金の支払等に関する契約書	青果部門は株式会社千歳市場公社との契約書で、保証人2名と保証金が必要 水産物部門は恵千フーズ(株)と別途契約していただきます(保証人1名が必要) (4ページの「連帯保証人の選定及び契約時保証金の納付について」を参照願います)

連帯保証人の選定及び保証金の納付について

千歳市公設地方卸売市場における取引から発生する売買代金の納付は、代金精算会社である株式会社千歳場公社を通じて行われます。

青果部門については、申請者は連帯保証人2名を選定し、所定の「売買代金の支払等に関する契約書」に記名・押印していただくほか、取引額に応じた「契約時保証金」を納付してください。

水産物部門については、申請者は連帯保証人1名を選定のうえ「水産物取引契約書」に記名・押印し卸売業者である(株)恵千フーズと契約していただくほか、取引額に応じた「契約時保証金」を納付してください。

1. 売買代金の支払等に関する契約書の記載及び添付書類の提出について

①連帯保証人の選定

連帯保証人は、第三者である個人または法人を選定してください。ただし、申請者が法人の場合、連帯保証人のうち1名は代表者個人を選定しても差し支えありません。

②必要書類の提出

連帯保証人は、次の書類を提出してください。

- 所得証明書（直近のものを市町村窓口で交付を受けてください）
- 資産証明書（直近のものを市町村窓口で交付を受けてください）
- 納税証明書（直近のものを市町村窓口で交付を受けてください）
- 契約書に押印した印鑑の印鑑証明書

2. 契約時保証金の納付について

「売買代金の支払等に関する契約書」第9条（青果部門）、「水産物取引契約書」第5条（水産物部門）の規定に基づき納付いただく保証金の金額の目安につきましては、1日平均の取引金額の10日分を目安にした金額を納付していただきます。

- 契約後の取引高の状況により、保証金の増額をお願いすることがあります。
- 保証金は、市場取引開始後に売買代金の滞納等が発生したときは、当該滞納額に充当されることとなりますのでご留意いただきます。
- 契約時の保証金は、買受人登録を解除しない限り返還に応じられませんのでご留意願います。

○契約時保証金及び売買代金の振込先

北海道銀行 千歳支店 普通 0087194
株式会社千歳市場公社 カ) チトセシジョウコウシャ

買上代金の支払について

売買代金の支払いは、「売買代金の支払等に関する契約書」（青果部門）、「水産物取引契約書」（水産物部門）に基づき(株)千歳市場公社を經由して行います。

1. 売買代金通知の方法

取引日の売買金額は、卸売業者・仲卸業者それぞれの請求書を添付した「買上げ通知書」により、取引日の午後にお知らせしています。「買上げ通知書」は、買受人控室に設置したボックスの指定場所（買受人番号ごとに仕切られた棚）に差し置きしてありますので、来場の際にお持ち帰りください。

2. 支払い方法

支払方法は、口座振込と窓口現金払いの2通りです。支払日は、「買上げ通知書」右上の「精算期日」欄に表示しております。

- ①口座振込による売買代金の支払いは、4ページに記載の公社指定口座へ振り込みをお願いします。ただし、振込にかかる手数料は買受人負担となりますのでご留意願います。
- ②現金による売買代金の支払いは、公社窓口へ直接現金をご持参ください。その際に支払う分の「買上げ通知書」をご持参ください（受領印を押印します）。

3. 支払いの遅延について

売買代金を所定の精算期日までに納付いただけない場合、事前に通知することなく即時「売買取引を停止」させていただきます。

売買代金の支払遅延がないようご留意願います。

完納奨励金について（青果部門のみ）

青果部門については、「売買代金の支払等に関する契約書」第8条の規定に基づき、次の条件による完納奨励金が交付されます。

- ① 千歳の市場で年間30万円以上購入をしている買受人が対象となります。
- ② 契約書に定める期限内に納入し、精算が終わっている買受人が対象です。
- ③ 上記①かつ②に該当する精算額の1/1,000を完納奨励金としますが、契約書第8条第3項の規定により、新たな保証金として(株)千歳市場公社で管理します。
- ④ 保証金として積み立てられた完納奨励金は、買受人登録を抹消し、その後の取引が

発生していないことが確認されない限り、任意の返還には応じられません。

- ⑤ 買受人登録を抹消し、完納奨励金を受取るときは、現金または指定口座への振込により返還します。なお、口座振込の際に手数料が発生するときは、振込手数料を負担していただきます。
- ⑥ 完納奨励金(保証金)の繰入案内(残高確認)は毎年4月1日以降、①かつ②の該当者に通知します。ただし、その年度で完納奨励金が発生しなかった買受人には通知しません。

市場内における秩序保持等の厳守について

平成16年度の卸売市場法の改正に伴い、安全で安心のできる生鮮食料品の確保のための品質管理の徹底が求められており、当市場では、業務に関する条例及び同施行規則、規程の定めるところにより市場内の秩序保持に努めているところです。

新規登録の買受人の皆様におかれましては、卸売市場取引における「きまり」について、次の事項をご確認いただき、円滑な市場取引にご協力いただきますようお願いいたします。

1. せり場内は禁煙です！

せり場内は、禁煙区域です。せり中はもとより、せり前の下見中も禁煙となりますので、決められた場所で喫煙いただきますようお願いいたします。

また、吸いがらのポイ捨ては、火災の原因になります。売場等の床に吸いがらを捨てることは絶対におやめください。

2. せり場内での飲食は禁止されています！

せり場内への飲食物の持ち込みは禁止されています。特にカップコーヒー、缶コーヒー・ジュース等は、陳列された商品を汚損するおそれがあることから、これらのせり場への持ち込みを禁止します。

空き缶、紙コップ等のゴミは、売り場や商品の周辺に放置することのないようご協力をお願いします。

また、商品を試食する際は、せり場等の床を汚損することのないようご注意願います。

3. 記章等は必ず着用すること！

適正な売買取引及び盗難防止のため、せり時間中、せり場では必ず所定の帽子又は任意の帽子に記章を着用してください。なお、記章は申し出があれば市場管理事務室において発行します。

4. 買上物品の管理は厳重に！

せり売り終了後に、せり落とした物品が他人の荷物に紛れ、紛失する事例が散見されます。せり終了後にせり落とした物品は、その場に放置することなく、速やかに搬出するなど、各自の責任において買受物品の管理を行ってください。

5. 荷物運搬用台車は適切に使用すること！

売場に備え付けの荷物運搬用台車（買受人組合管理）は、使用后すみやかに元の場所にお返し願います。

また、荷物を載せたまま長期間放置することは、台車を必要とする他の買受人の迷惑となりますのでご注意願います。

登録手続、その他についてのお問合せ先

〒 066-0077 千歳市上長都 958 番

株式会社 千歳市場公社

T E L 0123-23-5547

F A X 0123-23-6335